

## 株式会社イメージワークス Wifi レンタルサービス利用規約

### 第1条（適用の範囲等）

本利用規約は、株式会社イメージワークス（以下「当社」と呼びます。）の提供するデータ通信機器、及びその付属品（以下「貸与機器」と呼びます。）のレンタルサービス（以下「本サービス」と呼びます。）を本サービス契約者（以下「契約者」と呼びます。）が利用する場合に適用します。

### 第2条（個人情報の保護に関する方針）

- 1、当社は、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨を鑑み、契約者の個人情報を善良なる管理者の注意をもって適切に管理します。
- 2、サービスの提供（商品・サービスのご案内、アンケート調査の実施等）や料金請求または当社グループにおけるサービスの御案内など、当社が定める個人情報取扱規程に記載する目的のために利用し、これ以外の目的のために使用しないものとします。
- 3、本サービスを利用するにあたり、会員登録が必要となります。会員の方へは、必要に応じて個別または一斉に、登録した連絡先に当社が定める通知方法（メール・電話・郵送等）により連絡する場合がございます。

### 第3条（利用規約の変更）

当社は、当社が必要と判断した際には、本規約を変更できるものとし、その場合には、当社は変更後の本利用規約を第6条（通知の方法）に定める方法により契約者に通知するものとし、以降、変更後の利用規約が適用されるものとします。

### 第4条（サービス内容の変更）

当社は、契約者の承諾を得ることなく、本サービスの利用料金、ならびにこれに付随するサービス内容等を変更することがあります。その場合には、当社は変更後のサービス内容を第6条（通知の方法）に定める方法により契約者に通知するものとし、以後、変更後のサービス内容が適用されるものとします。

### 第5条（本サービスの提供区域）

本サービスの提供区域は、貸与機器の通信事業者が提供する区域内とする。

## 第6条（通知の方法）

本利用規約及び本サービスに係る事項について、当社から契約者に対する通知の方法は、当社が運営するホームページへの掲示、電子メール（ショートメールサービス等含む）、電話等、当社が指定する方法によるものとします。

## 第7条（契約の成立）

- 1、契約者になろうとして本サービスの利用の申込をした者（以下「契約申込者」と呼びます。）が、当社指定の手続きにより申込みを完了し、当社がこれを承認した時点をもって契約の成立とします。
- 2、当社の申込承認とは当社が申込の承認をする旨を契約申込者が登録したメールアドレスに送信されるメールの送信、または郵送等の各種通信手段をもってご注文を承認した旨を通知します。
- 3、当社が契約申込者の希望するサービスを用意出来ないと判断した場合、または申込承認の後もその他事情によりサービスが提供できないと判断した場合、契約申込者に対し第6条に定める方法にて通知します。
- 4、前項2において既に決済されていた場合、直ちに決済の取消し手続きを行い契約申込者に請求されない処置をします。

## 第8条（申込手続き）

- 1、契約申込者は、契約申込者が予め本利用規約及び重要説明事項に同意の上、申込み締め切り期日までに当社指定の申込書、またはインターネットのオンライン申し込み画面に必要な事項を記入し、当社に提出していただきます。
- 2、お貸し出しする通信機器等の回線は、当社が指定するものとなり、貸出直前に当社が決定するものとします。
- 3、当社は、次の各号に該当する場合には、本契約の申込を承諾しないことがあります。この場合において、当該拒絶があったときは、当社は契約申込者に対しその旨を通知します。また、当社は、本サービス契約成立後であっても、次の各号の一に該当することが判明した場合には、何らの通知または催告を要することなく、ただちに本サービス契約を解約することができるものとする。
  - (1) 通信事業者が提供するサービスが理由の、いかんを問わず終了した場合
  - (2) 本サービス契約の申込時に虚偽の事項を通知したことが判明した場合
  - (3) 契約申込者または契約者が本サービス契約上の債務の支払を怠る恐れがあると甲が判断した場合

- (4) 過去に不正使用などに本サービス契約もしくは当社が提供するサービス契約などの解除や利用停止されていることが判明した場合
- (5) 契約申込者が未成年の場合
- (6) 違法に、または公序良俗に反する態様で本サービスを利用する恐れのある場合
- (7) 契約申込者または契約者が、当社または本サービスの信用を毀損する恐れがある態様で本サービスを利用する恐れがある場合
- (8) 契約申込者または契約者が提供する本サービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し、支障を与える態様で本サービスを利用する恐れがある場合
- (9) その他本サービス契約の申込を承諾する事が、技術上または当社の業務遂行に支障があると甲が判断した場合
- (10) 本サービス契約の申込後、貸与機器が契約申込者指定の住所に届かなかった場合

#### 第9条 (権利の譲渡等)

契約者は、第三者に対し、本契約上の権利または義務を譲渡または移転することはできません。

#### 第10条 (契約者情報の変更)

- 1、契約者は、第8条に定める手続きを行った契約者情報を変更する場合、必ず当社へ通知するものとします。
- 2、契約者が前項1の通知を怠ったため契約者および利用者の状況に合致せず当サービスを利用できない場合、当社は一切の責を負わないものとします。

#### 第11条 (貸与機器の受渡)

- 1、契約者は、以下の方法により当社または当社の指定する事業者から貸与機器を受け取るものとします。
  - (1) 契約者指定の場所に宅配便または郵便にて送付する方法
- 2、天候不良など不可抗力の場合や輸送中の事故または遅延など、当社の責に帰さない事由により貸与機器を申込みの受渡予定日までにお届け出来ない場合、または契約者が受け取ることができない場合でも、当社はその責を負わないものとします。

#### 第12条 (申込の取消し)

- 1、契約者は、第8条による申込みを取消す場合には、ただちに当社に対しその旨を通知するものとし、当社が定める申込取消による通信料

補償金（キャンセル料に相当）を支払うものとします。

- 2、契約者は、当社が貸与機器を契約者指定先に発送後にキャンセルする場合、貸与機器が届いた日から翌2日以内に当社に返却するものとします。翌2日以内に貸与機器が当社に到着しない場合、第14条に定める利用料金を請求する場合があります。

### 第13条（通信機器等の返却）

契約者は、契約者負担による宅配便または郵便による返却方法をもってレンタル利用期間が完了した後に当社へ貸与機器を返却するものとします。

### 第14条（利用料金）

- 1、本サービスの利用料金は当社ホームページおよびパンフレットに定める料金に応じて計算します。
- 2、本サービス利用中は、実際の通信の有無に関わらず利用料金は発生するものとします。
- 3、第23条に定める過剰な通信を行った場合、別途追加料金を請求することがあります。
- 4、当社が当社の同業とみなす事業者による本サービスの利用が認められた場合、通常の料金とは別に定める通信量に応じた従量型の通信料金にて計算し、これを契約者に請求します。
- 5、当社指定の支払期日までにお支払が確認できない場合は、年14、5%の延長利息を請求させていただくことがあります。
- 6、料金は予告無しに変更されることがあります。

### 第15条（請求・支払方法等）

- 1、本サービスの利用料金の支払方法は、クレジットカード払い、または当社指定の支払方法とします。
- 2、本サービスの料金支払の際には、利用する金融機関の定める規約に則る必要があります。
- 3、株式会社ROBOT PAYMENT社の提供するクレジットカード決済においては、その決済において最低限必要なユーザー情報をサーバに保存し、決済時にその情報を利用いたします。
- 4、本サービスに関して契約者が希望する内容（利用地域・期間・レンタル通信機器の台数等）によっては、保証金、またはクレジットカード保証枠を申し受ける場合があります。
- 5、当社は、契約者が、本サービスに関する利用料金について支払期日を経過しても当社に支払いがない場合には、契約者に書面、電子メー

ル、電話、訪問等（但し、これらに限定されないものとします。）当社の指定する方法で通知または連絡（以下「未払料金案内」といいます。）できるものとします。

- 6、本利用規約に基づき当社より契約者に対し、何らかの料金の支払（延長料、申込取消による通信料補償金（キャンセル料に相当）、貸与機器の修理代金または再調達代金等）を求める場合には、その金額を請求書に記載します。
- 7、当社は、第14条に定める利用料金、その他本利用規約に基づく契約者に対する債権の請求及び受領行為を第三者に委託することができるものとします。
- 8、当社または提携会社が、債権の請求及び受領行為を目的として契約者を訪問した場合、契約者は、当社または提携会社が訪問に要した費用を支払うものとします。

#### 第16条（本契約の解除）

- 1、当社は、契約者が次の各号に掲げる事由に該当する場合、本契約を直ちに解除することができるものとします。
  - （1）本契約上の債務の支払いを怠り、または怠るおそれがあることが明らかであるとき
  - （2）違法に、または明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
  - （3）当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える態様において、本サービスを利用したとき
  - （4）本利用規約に定める契約者の義務に違反したとき
  - （5）契約者について、破産、会社更生、整理または民事再生に係る申立があったとき
  - （6）契約者が暴力団、暴力団員及び、これらに準ずる様な反社会的勢力であること、若しくはこれら反社会的勢力と関わりがあることが判明した場合
  - （7）その他当社が解除するについてやむを得ない事由があると判断したとき
- 2、契約者は、前項に従い解除された場合、契約者直ちに貸与機器を返還するものとし、返還に要する費用は契約者が負担するものとする。

また、契約者は解除によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとします。

#### 第17条（合意解約）

- 1、契約者は、契約を解約する場合、解約希望月の前月末日23時59分時迄（以下「解約締切日」とします）に、その旨を当社マイページ

内「ご解約のお手続き」から当社が定める手続き方法にて当社に届け出るものとします。解約締切日より後にかかる届出がなされた場合、当該届出による解約日は、当該届出の翌月末日に効力を生じるものとします。

- 2、返却は、必ず返却発送日の追跡記録が残る（追跡番号、問合せ番号）、宅配業者（日本郵便・クロネコヤマト・佐川急便）を利用し、最短の着日を指定するものとし、返却にかかる送料は契約者の負担とします。また、返却発送時に取得した配送情報（追跡番号、問合せ番号）を返却発送後、速やかにその旨を当ホームページ内のメールでのお問合せフォームもしくは、当社が定める手続き方法にて当社に届け出るものとします。返却の期間は解約月の属する月末から起算して3日以内を締切日とします。なお当日消印有効とします。
- 3、返却期間を超えての返却及び、返却発送時に取得した配送情報（追跡番号、問合せ番号）配送情報の返却期間までの未連絡のいずれかが確認できた場合、遅延違約金として返却予定の貸与機器1台につき利用料金1ヵ月分を請求するものとします。
- 4、解約月の当月末日の24時を超えて返却貸与機器にてデータ通信の利用が100メガバイト以上確認できた場合、返却予定の貸与機器1台につき利用料金1ヵ月分を請求するものとします。
- 5、解約申請後、利用当月末から起算して15日以上超えて返却がない場合甲は、乙に対して貸与機器の返却意思が無いものとし別途定める全ての弁済金を請求するものとします。

#### 第18条（貸与機器の管理及び弁済金支払義務）

- 1、契約者は、善良なる管理者責任をもって通信機器等を維持、管理するものとし、その利用にあたって以下の行為を行ってはならないもの  
とします。
  - (1) 貸与機器の第三者への譲渡、質入れ、貸出し、再販、その他の処分
  - (2) 貸与機器の分解、解析、改造、改変等、PINロック設定、貸与機器「モバイルWi-Fiルーターにセットされている」USIMカードの貸与機器以外での利用
  - (3) 貸与機器の損壊、破棄、水没、盗難、紛失
  - (4) 貸与機器の著しい汚損（シール貼付、切削、着色等）
  - (5) 本サービス以外の不正使用
  - (6) 貸与機器の取扱説明書に記載されている禁止事項に該当する行為
  - (7) 貸与機器の日本国外持ち出し
  - (8) 解約申請後、解約月の当月末日の24時を超えて返却貸与機器を利用したデータ通信

(9) 解約申請後、本規約記載以外での返却方法・返却配送情報未連絡・貸与機器の返却期間を超えての返却遅延及び未返却、いずれかの行為

(10) 申込者が本サービス契約上の債務の支払を怠った場合。また、貸与機器の返却回収が困難な場合

(11) 電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法ならびに関係法令に違反する行為

2、前項の事項に該当すると当社が判断した場合、契約者は当社の請求に従い、損害賠償として別途定める違約金若しくは弁償金を直ちに支払うものとします。また、被害額が記載金額を超える場合は当社が被った被害額の実損額とします。

3、前1項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は契約者に是正勧告を行うことが出来、契約者はこれに従わなければならないものとします。

4、前1項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は通信機器等の強制返却勧告をかけることができ、契約者はこれに従わなければならないものとします。

5、前1項の行為に該当すると当社が判断した場合、当社は第27条に定める損害賠償請求できるものとし、契約者はこれを支払う義務を負うものとします。

#### 第19条（通信機器等の滅失毀損等）

1、契約者は、通信機器等を当社指定の用法に従い、善良なる管理者の注意をもって使用、管理するものとします。

2、契約者は、通信機器等が滅失・毀損した場合または盗難にあった場合は、ただちにその旨を当社に連絡するものとします。また、如何なる事由があれ、通信機器等を滅失・盗難にあった場合、当社へ連絡するまで、不正に利用された通信料金は契約者が支払うものとします。

3、盗難紛失が生じた場合、契約者は盗難・紛失の経緯詳細が記された日本の警察署が発行した盗難届出証明書または紛失届出証明書を当社に提出するものとします。端末の紛失盗難に対応する補償サービスに加入している場合においても、盗難・紛失の届出が無い場合は、当該補償は適用されないものとし、契約者は当社に対し、弁償金を支払うものとします。なお後日、盗難・紛失された貸与機器本体が発見された場合は、契約者は当社の要請に貸与機器本体は返却するものとします。また、紛失機器取得の連絡が当社に連絡が入った場合、契約者は、速やかに当社の要請に従い紛失機器を取得し当社へ返却するものとします。その場合において、契約者が当社に対して弁償金を支払っている場合でも、当社は弁償金の返金を要しません。

4、前2項の場合には、契約者はその理由が当社の責に帰すべきものである場合を除き、通信機器等の修理代金または再調達代金として、別途当社が定める「通信機器等の修理代金または再調達代金等」を当社に支払うものとします。

## 第20条（補償制度）

- 1、補償制度とは、契約者あるいは利用者が利用期間中に通信機器等を滅失・毀損及び盗難にあった場合に通信機器等の損害を補償する任意加入の制度です。第8条による申込の際に、加入申請のあった契約者のみ、この制度を適用します。
- 2、補償制度利用料及び補償内容については、別途当社ホームページ等により契約者に対し申込時に提示、案内するものとします。
- 3、紛失・盗難の際には、必ず現地警察署または公的機関の証明書を取得し、当社に提示するものとします。

## 第21条（通信機器等の買取）

契約者による通信機器等の買取は原則できないものとします。

## 第22条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用にあたり、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本サービスに関連して使用される当社ならび第三者の著作権、商標権、その他いっさいの権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為
- (2) 本利用規約に反する行為
- (3) 電気通信事業法、携帯電話不正利用防止法ならびに関係法令に反する行為
- (4) 貸与機器への付加物品の取り付け、改造、分解、損壊
- (5) 貸与機器を第三者に転貸、譲渡、その他担保に供する等当社所有権の侵害行為
- (6) その他当社が合理的理由に基づいて、不適切・不相当と判断する行為

## 第23条（公正利用と制限）

- 1、すべての方に公平公正な通信の利用を提供するため、提供する通信事業者による政策または当社の判断により、契約者あるいは利用者が過剰な通信を行った場合、利用中断または利用制限を行うことがあります。また、動画ストリーミング・オンラインゲーム・VOIP・FTP等負担の大きな通信は、利用制限を行う事があります。
- 2、このような通信利用の中断や制限が発生した場合、契約者の指定した利用期間中は通信不通のままとなることがあります。その場合でも、当社は契約者に料金の返金を行わないものとします。



3、当社は、過剰な通信に関する追加料金を契約者に対し、第14条3項に定める通り別途請求することがあります。

#### 第24条（免責）

1、当社が契約者に対して負う責任は、本約款に定めるものが全てであり、これを超えて、契約者が本サービスの利用に関して被った利益の喪失、データ損失等に係る損害、その他一切の損害（財産的損害か非財産的損害かを問わないものとします。）について、当社は理由の如何を問わず責任を負わないものとします。

（1）電気通信事業者に起因する障害・工事等のためサービス提供がされなかった場合、当社は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負わない。

（2）電気通信事業者のネットワークの混雑状況やシステム負荷、帯域制限等により、サービスの一部または全てが提供されなかった場合、当社は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負いません。

（3）契約者は、通信事業者が提供するサービスエリアを事前に確認するものとし、本サービス締結後に通信事業者が提供するサービスエリア外でサービスの一部または全てが利用できなかった場合、当社は直接・間接的に生じた損失や損害に関し責任を負いません。

（4）契約者は、当社が提供するサービスが、使用量に応じて制限がかからないサービスであることを前提として契約していた場合でも、通信事業者の判断による場合、その他当社が予期できない事態が発生した際に、万一制限がかかった場合、当社はその責任を負いません。

（5）契約者は、当社が指定する配送業者で貸与機器を配送することを承諾しているものとします。

2、当社の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延（天災、事故、渋滞、仕分けミス等）については、一切の責任を負いません。また、配送遅延により料金支払い後にもかかわらずサービスの提供開始が遅れた場合、又はサービスが受けられない場合についても当社はその責を負いません。

3、当社の故意過失により通信に不具合が生じ、本サービスを本来の目的に利用することができなかった場合、当社は契約者に対し、本契約の範囲内で利用料免除等の賠償を行うものとし、本サービスの代替通信手段の担保、および当該代替手段の費用負担は、一切行わないものとします。また、当該契約の範囲を超える拡大損害については、当社は一切その責を負いません。

#### 第25条（初期解約について）

1、通信事業者が提供するサービスエリア内にも関わらず、電波状態が圏外によりサービスを利用できなかった場合のみ、レンタル開始日から7日以内に甲に当ホームページ内のメールでのお問合せフォームもしくは、当社が定める手続き方法にて当社に届け出るものとします。

- 2、申込後8日以上を経過した場合には、いかなる場合においても初期解約の適用は受け付けません。
- 3、申込後7日以内の申し出であっても、ご利用が確認できた場合（100MB以上の通信が確認できた場合）については、初期解約の適用除外と致します。
- 4、初期解約の場合においては、既に決済済み利用料金については取消を致しますが、機器返却にかかる費用は契約者負担とします

#### 第26条（緊急利用停止）

- 1、当社は、契約者が第22条に定める禁止事項に違反する行為を行ったと当社が判断した場合、または、契約者が支払うべき利用料金等を、再請求もしくは督促の支払期日を経過しても支払わない場合、事前告知の有無に係わらず緊急利用停止の措置を講じることができます。
- 2、前項の場合、当社は自身の判断によって、第16条（契約の解除）にもとづいて契約解除することができます。
- 3、緊急利用休止期間中においても利用料金は発生するものとし、契約者は当該期間の利用料金についても支払いを免れません。

#### 第27条（損害賠償）

- 1、契約者が本サービスの利用に関して、契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合、契約者は当社が被った損害を賠償するものとします。
- 2、契約者が本サービスの利用に関して、第三者に損害を与えた場合、または第三者と紛争を生じた場合、契約者は自己の責任と費用でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。万一、当社がほかの契約者や第三者から責任を追及された場合、契約者はその責任と費用において当該紛争を解決するものとし、当社は一切免責するものとします。

#### 第28条（利用規約の変更）

本利用規約は、予告無く変更されることがあります。

#### 第29条（準拠法および管轄）

本利用規約に関する準拠法は日本法とします。本利用規約またはこれに関する紛争に係る事件において、第一審の専属の管轄裁判所は、京都地方裁判所とします。

2018年4月1日 制定

2018年11月1日改訂

## 重要事項説明書

本内容は、電気通信事業法第26条（提供条件の説明）に基づき、お客様がモバイル通信サービスをご利用される前に、注意が必要な重要事項を説明するものです。お申込みの前に、以下の内容を必ずご確認ください。

### ■フリーランスWi-Fiについて

・フリーランスWi-Fi（以下、「本サービス」といいます）とは、株式会社イメージワークス（以下、「当社」といいます）が契約を有する電気通信事業者（以下、「キャリア」といいます）の提供する通信サービスを用いて提供するモバイル通信サービスです。お客さまは、当社が定める本サービス利用規約（以下、これらを総称して「利用規約」といいます）、に同意の上、お申し込みいただきます。

### ■お申し込みの際にご用意いただくもの

- ・クレジットカード

### ■お申し込みにあたってのご注意

- ・お申し込みは必ずご本人さまが行ってください。
- ・利用規約およびお申し込みいただくサービスの各種サービス規約を必ずご確認の上、お申し込みください。
- ・審査の結果、お申し込みの受付ができない場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ・本サービスのお申し込みは法人及び個人事業主のお客さまのご契約に限らせていただきます。個人のお客さまはお申し込みいただけません。
- ・本契約申込画面ご入力の内容（名義・住所・連絡先等）に虚偽の記述があった場合は、ご利用の停止及びご契約の解除をさせていただきますことがあります。
- ・警察から要請があった場合、ご契約者の名義・住所等の情報を再度確認させていただくことがあります。確認に応じていただけない場合、ご利用を停止させていただくことがあります。
- ・お申し込みいただくことが可能なお客さまの住所は、日本国内に限らせていただきます。

### ■お支払いについて

・本サービスにお申し込みの場合、契約事務手数料2,000円（税抜）及び月額利用料が必要となります。なお、契約事務手数料及び月額利用料は解約されても返還致しませんのであらかじめご了承ください。

・契約事務手数料及び初月月額利用料は、ご契約手続完了時にご請求させていただきます。

・月々のご利用料金は、お申し込み時に登録されたクレジットカードによりお支払いいただきます。

#### ■商品の配送について

・商品（移動機および付属品等をいいます。以下同じ。）は「ご契約手続完了」後、当社営業日1日～2日程度で当社が指定する配送業者よりお届けいたします。お申し込み内容の不備や登録審査状況によってはお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・品切れ・品不足などにより商品発送にお時間がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・商品のご契約の住所へのお届けとなります。なお、商品の配送先は日本国内に限らせていただきます。

#### ■商品の交換・返品について

・配送途中の事故などで汚れ・傷等が生じた場合や商品に不備があった場合は交換させていただきます。当社までご連絡ください。

・お客さま都合によるキャンセル・返品などはお受けできません。

#### ■課金開始日について

・当社が配送業者に商品を出荷した日の翌日から課金開始となります。

#### ●特にご注意いただきたい事項

・ご利用可能なエリアについて 詳細は「(2) 本サービスについて」を参照

本サービスは電波を使用しているため、サービスエリア内であっても電波の届かないところや、サービスエリア外ではご利用いただけません。

・最大通信速度について 詳細は「(2) 本サービスについて」を参照

本サービスにおける最大通信速度はベストエフォート（規格上の最大速度）であり、実効速度として保証するものではありません。

・個人情報の取り扱いについて 詳細は「(5) ご登録情報の取り扱いについて」を参照

ご提供いただく個人情報につきましては、当社の「プライバシーポリシー」に則り、必要な範囲内で適正に取り扱います。

・契約事務手数料及び月額利用料について 詳細は「(6) 料金について」を参照

ご契約の際、契約事務手数料として2,000円、月額利用料が必要となり、ご契約成立時ご請求させていただきます。

・料金について 詳細は「(6) 料金について」を参照

ご利用料金は、料金プランに応じた月額利用料およびオプションサービス月額使用料などの合計となります。

・通信速度の制御について 詳細は「(8) 通信速度制限について」を参照

一定時間以上継続して当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供または他の契約者の利用に支障をきたす恐れがあると当社が認めた場合等に、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。

※「本サービスに関する重要説明事項」に記載している金額はすべて税抜表記です。

税抜額については小数点以下を切り上げて表記しております（ユニバーサルサービス料は除く）。

実際のご請求額は個々の税抜額の合計から税額を算出するため、個々の税込額の合計とは異なる場合がありますのであらかじめご了承ください。

### (1) 支払い方法について

・ご利用料金のお支払いは、クレジットカード支払いとなります。

#### 《クレジットカードでのお支払い》

・毎月のご利用料金をクレジットカードでお支払いいただく方法です。料金は、クレジットカード会社より請求され、クレジットカード会社指定日にお客さまご指定の銀行口座にて振替されます。

・ご指定いただけるクレジットカードは、契約者ご本人名義に限ります。

・クレジットカード会社の審査結果によっては、クレジットカード支払いでのご契約ができない場合があります。

・クレジットカード支払規定をご確認のうえお申し込みください。

#### 【クレジットカード支払規定】

1、私が支払うべき株式会社イメージワークス（以下、イメージワークス）の提供するサービスの使用料等の料金を、私が指定するクレジットカードで、クレジットカード会社の規約に基づき支払います。

2、私からイメージワークスに別途、申し出をしない限り、毎月継続して前項と同様に支払います。

3、私が指定するクレジットカード会社からイメージワークスへ支払いを承認できない旨の通知があった場合は、イメージワークスが指定する方法にて支払います。

4、私が指定するクレジットカードの会員番号や有効期限に変更があった場合、遅滞なくイメージワークスにその旨を申し出ます。

5、私が指定するクレジットカード会社の会員資格を喪失した場合はもちろん、私が指定したクレジットカード会社の利用代金や年会費の支払状況等によっては、イメージワークスまたは私が指定したクレジットカード会社の判断により一方的に本手続きを解除されても異議はあり

ません。

6、カード紛失等で、私の指定したクレジットカード会社の会員番号が変更になった場合、私の事前承諾なしに新しい会員番号がクレジットカード会社よりイメージワークスへ通知されても異議はありません。

7、私が指定するクレジットカードによって支払ったイメージワークスの提供するサービスの使用料等の料金については、イメージワークスの領収証を請求しません。

#### (2) 本サービスについて

・本サービスは電波を使用しているため、サービスエリア内であっても、トンネル・地下・屋内・ビルの陰・山間部等の電波の届かないところや、サービスエリア外ではご利用いただけません。

・サービスエリアについては、こちら (<http://www.softbank.jp/mobile/network/area/map/?service=4gfd02>) をご確認ください。

・本サービスにおける最大通信速度は、ベストエフォート（規格上の最大速度）です。実効速度として保証するものではありません。

・インターネット接続を行うにあたりプロバイダとのご契約は不要ですが、当社指定の接続先（APN）をご利用いただく必要があります。

なお、接続先（APN）の設定を当社の承諾なくお客さまにて変更された場合、インターネット接続をご利用いただけなくなる可能性があります。

#### (3) USIMカードご利用上のご注意

・USIMカードは貸与となります。本サービス契約の解約等の際には、USIMカードを当社にご返却していただく必要があります。

・USIMカードの仕様、性能は予告なしに変更する場合があります。

#### (4) ユニバーサルサービス制度について

・東日本電信電話株式会社（以下、NTT東日本）・西日本電信電話株式会社（以下、NTT西日本）が提供しているユニバーサルサービス（加入電話、公衆電話、緊急通報など）を全国で公平かつ安定的に利用できる環境を確保するため、必要な費用を電話会社全体で応分に負担する制度です。NTT東日本、NTT西日本に対して補てんする金額をもとに1電話番号当たりの支払い額を社団法人電気通信事業者協会が決定します。この費用は、お客さまがご利用になる電話番号数に応じて、当社が支払うものですが、最終的には、お客さまがご利用になるサービス費用の一部となることから、お客さまに1番号あたりの費用と同額の費用をご負担していただいております。なお、この費用は半年ごとに改定されることになっており、お客さまのご負担額が変更となる場合がございます。

#### (5) ご登録情報の取り扱いについて

・当社は、お客さまの個人情報を以下の利用目的のために利用させていただきます。これらを含め、お客さまから取得する個人情報の取り扱い

いに係る詳細については、当社の「プライバシーポリシー」および「個人情報の取り扱いについて」をご確認ください。

- 1、当社のサービス等に関する各種お問い合わせ、ご相談にお答えすること
  - 2、お客さまに対して、本サービスおよびこれに関連するサービスを提供すること（本人確認、与信管理、料金等の請求・収納、問い合わせへの対応、各種申込みの受付け、お客様への通知、商品の送付、工事、その他サービスの提供に係わるご案内等を含みます。）
  - 3、お客さまに対して、当社または当社グループ各社の商品またはサービスについて、広告、宣伝、情報提供等するため、電子メール、電話、郵送およびその他の方法により連絡すること
  - 4、お客様によるサービスの利用を分析し、新規サービスの開発や既存サービスの改善をすること
- ・当社は、利用目的の達成に必要な範囲内で個人情報を委託先に提供することがございます。
  - ・当社は、お客さまが本サービスを解除したあと、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、利用規約に従い他の電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報を通知します。
  - ・当社は、ご本人の意思に反して個人情報の取得を行うことはありませんが、当社のサービス提供に必要な情報をご提示いただけない場合には、サービスのご提供をお断りさせていただくことがあります。

#### (6) 料金について

- ・月々のご利用料金は、料金プランの契約種別に応じた月額利用料およびオプションサービス月額使用料などの合計となります。
- ・オプションサービス月額使用料については「(7) オプションサービスについて」をご覧ください。
- ・新規ご契約の際、契約事務手数料として 2,000 円（税抜）、初月月額利用料が必要となります。契約事務手数料及び初月月額利用料はご契約成立時点でご請求させていただきます。なお、解約されても契約事務手数料及び月額利用料は返還いたしませんのでご了承ください。

#### ◇料金プラン

ご利用料金	→	①フリーランスW i f i	120GB プラン	6,000 円（税抜）
		②フリーランスW i f i	60GB プラン	4,500 円（税抜）
		③フリーランスW i f i	30GB プラン	3,300 円（税抜）
		④フリーランスW i f i	15GB プラン	2,800 円（税抜）

※表中の金額は全て税抜き表記です。

#### (7) オプションサービスについて

- ・安心サポートバック 月額利用料 500円（税抜）



・サービス内容

ご契約から1年間若しくは前回同サービスご利用時点から1年経過後に紛失、故障などが発生した際、弁済金を免除し代替品の提供を行います。

※新規契約と同時のみお申し込みいただけます。

※当社の提供履歴上、最後に提供した移動機本体のみ適用となります。

※ご利用中の移動機を当社に提出することができない盗難・紛失等の場合は警察への届出書類などを当社が確認できる場合のみ適用となります。

※盗難・紛失の場合は、一度サービスの適用を受けてから12ヶ月間は再度の盗難・紛失による故障安心サービスの適用を受けることができません。

※盗難・紛失の場合は同等品との交換となります。お使いの機種と同一機種の在庫がない場合は、当社が指定する同等機種との交換となります。

※お客さまの故意・過失・改造（分解改造・部品の交換・塗装など）による損害や故障の場合には、保証対象となりません。

※本サービスに基づいて行なう修理などの際に、万一お客さまのデータが破損・損失した場合でも、当社は一切の責任を負いかねます。

※サポート対象およびサポート範囲内であっても、内容により対応いたしかねる場合があります。

※サポート対象およびサポート範囲等の詳細については、当社ホームページにてご確認ください。

・クレードルセット 月額利用料 300円（税抜）

・サービス内容

お貸出する通信機器に適合したクレードル端末の提供を行います。

(8) 通信速度制限について

・一定時間以上継続して当社の電気通信設備を占有する等、その通信が本サービスの提供または他の契約者の利用に支障をきたすおそれがあると当社が認めた場合等に、当社は、事前に通知することなくその通信を切断または制限する場合があります。

(9) ご利用できないコンテンツ・サービス等について

・P2P（Peer to Peer）通信方式を用いたファイル交換や一部のオンラインゲームはご利用いただけません。

・大量のデータ通信、または長時間接続をとまなうパケット通信、動画閲覧、高画質画像閲覧をとまなうサイト、アプリケーションなど

(10) 契約内容変更・解約のお手続について

◇契約内容変更

契約内容の変更は、当社にて承っております。契約者ご本人よりお問い合わせください。

◇解約

マイページにて契約者ご本人より承っております。